

浄化槽を設置した皆様へ

浄化槽の適切な維持管理の 実施について



浄化槽法では、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の3つの義務が定められています。

「保守点検」・ 「清掃」の実施

- ・ 浄化槽を使い始める前に保守点検業者と契約してください。
- ・ 専門業者が定期的に保守点検を行ってくれます。
- ・ 清掃は市町村の許可を受けた業者に委託してください。

浄化槽 使用開始

- ・ 使用開始から30日以内に、設置場所の市町村に使用開始報告書を出してください。

「法定検査」 第7条検査 (使い始め検査)

- ・ 浄化槽設置届と同時に法定検査申込書を提出して頂いておりますので一般社団法人 山梨県浄化槽協会（山梨県知事指定検査機関）より検査日の日程を連絡します。
(使用開始から3ヵ月～8ヵ月^{あいだ}の間に受検してください。)
- ・ 検査の時に手数料が必要です。

「法定検査」 第11条検査 (定期検査)

- ・ 毎年1回、法定検査を受けてください。受検の時期が近づきましたら一般社団法人 山梨県浄化槽協会から連絡します。
- ・ 検査の時に手数料が必要です。

保守点検について

- ・ 機器や消毒薬の点検、調整などを行い、浄化槽の状況を良好に保ちます。
- ・ 県知事の登録を受けた専門業者に委託して、定期的に行ってください。

清掃について

- ・ 浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引き抜き及び機器類の洗浄を行います。
- ・ 市町村長の許可を受けた専門業者に委託して、年1回以上行ってください。

法定検査について

①使い始め検査（7条検査といいます。）

設置した浄化槽の性能がでているか、設置状況、水質及び保守点検の状況などを検査します。

②定期検査（11条検査といいます。）

浄化槽がいつも正常に働いているか、使用状況、水質及び保守点検の状況などを検査します。

検査手数料（全県一律）

浄化槽の規模	7条検査	11条検査
10人槽以下	8,500円	4,500円
11人槽～50人槽	10,500円	6,500円
51人槽～100人槽	12,500円	8,500円
101人槽～300人槽	14,500円	10,500円
301人槽～500人槽	17,500円	13,500円
501人槽～1000人槽	20,500円	16,500円
1001人槽以上	24,500円	20,500円

※一般的な住宅の浄化槽は「10人槽以下」です。

- 浄化槽に関するお問い合わせは、最寄りの林務環境事務所環境課におたずねください。
なお、甲府市内にお住まいの方は、甲府市環境保全課におたずねください。

山梨県大気水質保全課	055-223-1511	甲府市丸の内1-6-1
中北林務環境事務所	0551-23-3090	韮崎市本町4-2-4
峡東林務環境事務所	0553-20-2739	甲州市塩山上塩後1239-1
峡南林務環境事務所	055-240-4141	西八代郡市川三郷町高田字大正111-1
富士・東部林務環境事務所	0554-45-7811	都留市田原3-3-3
甲府市環境保全課	055-241-4312	甲府市上町601-4



一般社団法人 **山梨県浄化槽協会**
(山梨県知事指定検査機関)
〒400-0054 甲府市西下条町965
TEL (055) 288-1132
FAX (055) 288-1131
山梨県知事が指定している唯一の検査機関です。

山梨県大気水質保全課・甲府市環境保全課

一般社団法人 **山梨県浄化槽協会**・一般社団法人 **山梨県管工事協会**